

# 進歩性に関する近時の裁判例（Ⅵ）



みやび坂総合法律事務所  
弁護士・弁理士・職務発明コンサルタント 高橋 淳

## 第1 進歩性判断モデル

本稿は、以下に記載する進歩性判断モデルに従い、近時の知財高裁の裁判例を分析するものである。

ア 進歩性判断を容易性判断と想到性判断に区分する。

イ 容易性判断に際しては、以下の3つのステップ毎に検討する。

(ア) 課題発見の容易性

(イ) 主引例発明の選択の容易性

\*この選択の容易性は、対象発明と主引例発明との課題の共通性又は構造機能の共通性がある場合に肯定される。

(ウ) 主引例発明に対する副引例発明等の適用の容易性

\*この適用の容易性判断においては、動機づけ基礎づけ事由と動機づけ阻害事由を総合考慮する。

\*動機づけ基礎づけ事由としては、以下のものがある。

(a) 引用発明における示唆があること

(b) 技術分野の関連性

(c) 課題の共通性

(d) 作用機能の共通性

ウ 対象発明が奏する効果が、対象発明の構成から予測される効果と対比して顕著である場合には、イの検討により容易性が肯定される場合であっても、進歩性を肯定する。

## 第2 骨粗鬆症治療薬予防薬事件判決<sup>1</sup>

### 1 事案の概要等

#### 1-1 事案の概要

特許無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟である。

#### 1-2 検討対象クレーム

1回当たり200単位のPTH（1-34）又はその塩が週1回投与されることを特徴とする、PTH（1-34）又はその塩を有効成分として含有する、骨粗鬆症治療ないし予防剤であって、下記(1)~(3)の全ての条件を満たす骨粗鬆症患者に投与されることを特徴とし、48週を超過して72週以上までの間投与される、骨折抑制のための骨粗鬆症治療ないし予防剤；

- (1) 年齢が65歳以上である
- (2) 既存の骨折がある
- (3) 骨密度が若年成人平均値の80%未満である、および／または、骨萎縮度が萎縮度Ⅰ度以上である。

#### 1-3 検討対象相違点

##### 1-3-1 相違点1

特定の骨粗鬆症患者が、本件発明1では、「下記(1)~(3)の全ての条件を満たす骨粗鬆症患者

- (1) 年齢が65歳以上である
- (2) 既存の骨折がある
- (3) 骨密度が若年成人平均値の80%未満である、および／または、骨萎縮度が萎縮度Ⅰ度以上である」であるのに対し、甲7発明では、「厚生省による委員会が提唱した診断基準で骨粗鬆症と定義された、年齢範囲が45歳から95歳の被験者のうち、複数の因子をスコア化することによって評価して骨粗鬆症を定義し、スコアの合計が4以上の場合の患者」である点。

##### 1-3-2 相違点3

骨粗鬆症治療剤ないし予防剤が、本件発明1では、「48週を超過して72週以上までの間」投与されるものであるのに対し、甲7発明では、「48週にわたり」投与されるものである点。

### 2 検討対象争点

#### 2-1 相違点1の克服容易性

#### 2-2 相違点3の克服容易性

### 3 検討対象判旨

#### 3-1 相違点1の克服容易性

##### 3-1-1 技術常識の認定

①骨粗鬆症は、骨強度の低下を特徴とし、骨折の危険性が増大した骨疾患であり、その治療の目的は、骨折を予防し、QOLの維持改善を図ることである、②骨粗鬆症は、加齢とともに発生が増加する、③骨粗鬆症による骨折の複数の危険因子の中で、わが国では、低骨密度、既存骨

---

1 知財高裁令和2年（行ケ）第10069号